

第14次労働災害防止計画について

～ 令和5年度 産業保健セミナー ～

厚生労働省 群馬労働局 労働基準部
健康安全課長 芳賀 裕

1. 労働災害発生状況について

1. 労働災害発生状況について

令和4年 労働者死傷病報告受理件数表【確定値】

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製 造 業		186	315	81	238	54	47	23	944	784	160
	食料品製造業	71	113	10	44	41	11	1	291	221	70
建 設 業		53	78	20	57	21	14	10	253	262	-9
	木造家屋等 建築工事業	3	12		3	1	2		21	40	-19
運 輸 交 通 業		46	155	14	78	15	10	6	324	321	3
	道路貨物運送業	41	150	14	78	11	9	5	308	303	5
林 業		2	3	3		5	5	2	20	24	-4
			1						1		1
小 売 業		63	130	20	55	19	14	4	305	285	20
社会福祉施設		399	462	74	173	113	111	31	1,363	284	1,079
接 客 娯 楽 業		34	58	9	13	95	6	46	261	147	114
	飲 食 店	21	30	4	7	2	4	2	70	63	7
上記以外の事業		319	860	99	236	109	27	58	1,708	628	1,080
	清掃・と畜業	19	54	5	23	4	5	2	112	96	16
計		1,102	2,061	320	850	431	234	180	5,178	2,735	2,443
前 年 同 期		6	4		1	2		1	14		
増 減		-6	-2		1			-1	-8		
		608	945	70	313	317	106	84	2,443		

1. 労働災害発生状況について

災害の種類別／署別		高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
事故の 型別	墜落・転落	67	149	17	73	28	18	18	370	2 412	-2 -42
	転倒	121	236	45	93	45	29	29	598	1 525	-1 73
	はさまれ・ 巻き込まれ	76	1	109	1	14	16	3	2 348	3 314	-1 34
	切れ・こすれ	39	70	8	26	6	9	2	160	153	7
	動作の反動・ 無理な動作	90	183	21	67	19	15	8	403	413	-10
起因物 別	建設機械等	7	9	1	6	4	2		29	1 28	-1 1
	食品加工用機械	11	23	1	5	2	5		47	42	5
	トラック	37	61	11	54	7	7	4	181	3 202	-3 -21
外国人の災害	42	105	7	66	18	4	4	246	1 214	-1 32	
建設公共工事の災害	5	9	2	8	1	3	1	1 34	3 48	-2 -14	

注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。

2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。

3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。

1. 労働災害発生状況について

【令和4年労働災害発生状況】

(1) 死傷者数 5,178人 ⇒ 前年比 +2,443人 (+89.3%)

《 前年と比較した主な特徴 》

① 業種別

- ・ 死傷者数の多い主な業種

保健衛生業 2,560人 製造業 944人 商業 382人

- ・ 死傷者数が増加した主な業種

保健衛生業 2,139人 (+508.1%) 製造業 160人 (+20.4%)

② 事故の型別

- ・ 死傷者数の多い主な事故の型

その他 2,961人 転倒 598人 動作の反動・無理な動作 403人

- ・ 死傷者数が増加した主な事故の型

その他 2,390人 (+418.6%) 転倒 73人 (+13.9%)

はさまれ・巻き込まれ 34人 (+10.8%)

- ・ 死傷者数が減少した主な事故の型

墜落・転落 42人 (-10.2%)

1. 労働災害発生状況について

令和4年 死亡災害事例

番号	発生月 発生時間帯 事業場規模	年齢 職種	災害のあらまし	業種	事故の型別	起因物別
1	2月 17時頃 10～29人	50歳代 作業員	自動車エアコンのコンプレッサー部品を製造するラインにおいて、当該部品を乗せるためのパレットの下降装置に頸部から上を挟まれた。	自動車・同付属品 製造業	はさまれ、巻き込まれ	その他の動力運搬機
2	5月 10時頃 1～9人	50歳代 作業員	胸高直径26cm、樹高9mの栗の木をチェーンソーで伐倒していたところ、偏心木だったこともあり、予定とは異なった方向に倒れ、下敷きになった。	木材伐出業	激突され	立木等
3	9月 10時頃 100～299人	40歳代 作業員	通常、入る必要のない円柱形のタンク（高さ1.6m×直径1.3m）の中に何らかの理由で立ち入ったことにより、一酸化炭素中毒となった。	その他の化学工業	有害物等との接触	その他の危険物、有害物等
4	9月 17時頃 100～299人	20歳代 作業員	製造ラインにある昇降装置（長さ2m×幅1m、昇降高1m）の油圧ホースを一人で交換作業中、昇降台と床面の間にはさまれた。	金属製家具 製造業	はさまれ、巻き込まれ	その他の動力運搬機
5	12月 8時頃 30～49人	60歳代 誘導員	片側一車線の国道で、工事に伴う片側交互通行誘導警備を行っていたところ、停止の指示を無視した軽自動車にはねられた。	警備業	交通事故	乗用車・バス・バイク
6	12月 10時頃 1～9人	60歳代 潜水夫	ダムの水門設備改良工事において、ドライスーツを着用してダム湖内で作業を行っていたところ、ドライスーツへの給気が制御できず肺が圧迫された。	水力発電所等 建設工事業	その他	その他の用具

1. 労働災害発生状況について

【令和4年労働災害発生状況】

(2) 死亡者数 6人 ⇒ 前年比 -8人 (-57.1%)

《前年と比較した主な特徴》

① 業種別

- ・ 死亡者数の多い業種
製造業 3人 (前年 5人)
- ・ 死亡者数の増加した業種
林業 1人 (前年 0人)
- ・ 死亡者数の減少した主な業種
建設業 1人 (前年 6人) 製造業 3人 (前年 5人)

② 事故の型別

- ・ 死傷者数の多い事故の型
はさまれ・巻き込まれ 2人

死亡者数が**過去最少**、死傷者数は**大幅増加**

2. 労働災害防止計画について

2. 労働災害防止計画について

【労働災害防止計画とは...】

◎ 労働安全衛生法第6条

厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項、その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という）を策定しなければならない。

⇒ 昭和33年策定の「産業災害防止総合5か年計画」を『第1次』計画として、以降、計画期間における労働災害等の動向を踏まえ、5年後の到達目標を定めた計画（中長期計画と呼んでいます。）を策定して、労働福祉の基本であり、国民的課題である「労働者の安全と健康の確保」の実現に向け、計画には時々の社会情勢を加味しながら、継続的に取組を進めているもの。

令和4年度を以って「第13次労働災害防止計画」の計画期間が終了。
当該5か年の目標と取組結果は、次頁以下のとおり。

2. 労働災害防止計画について

第13次労働災害防止計画に基づく 群馬労働局推進計画の概要

2018年度から2022年度までの5か年計画

ひと、くらし、みらいのために

計画の目標

死亡災害:15%以上減少

(重点業種:建設業、製造業)

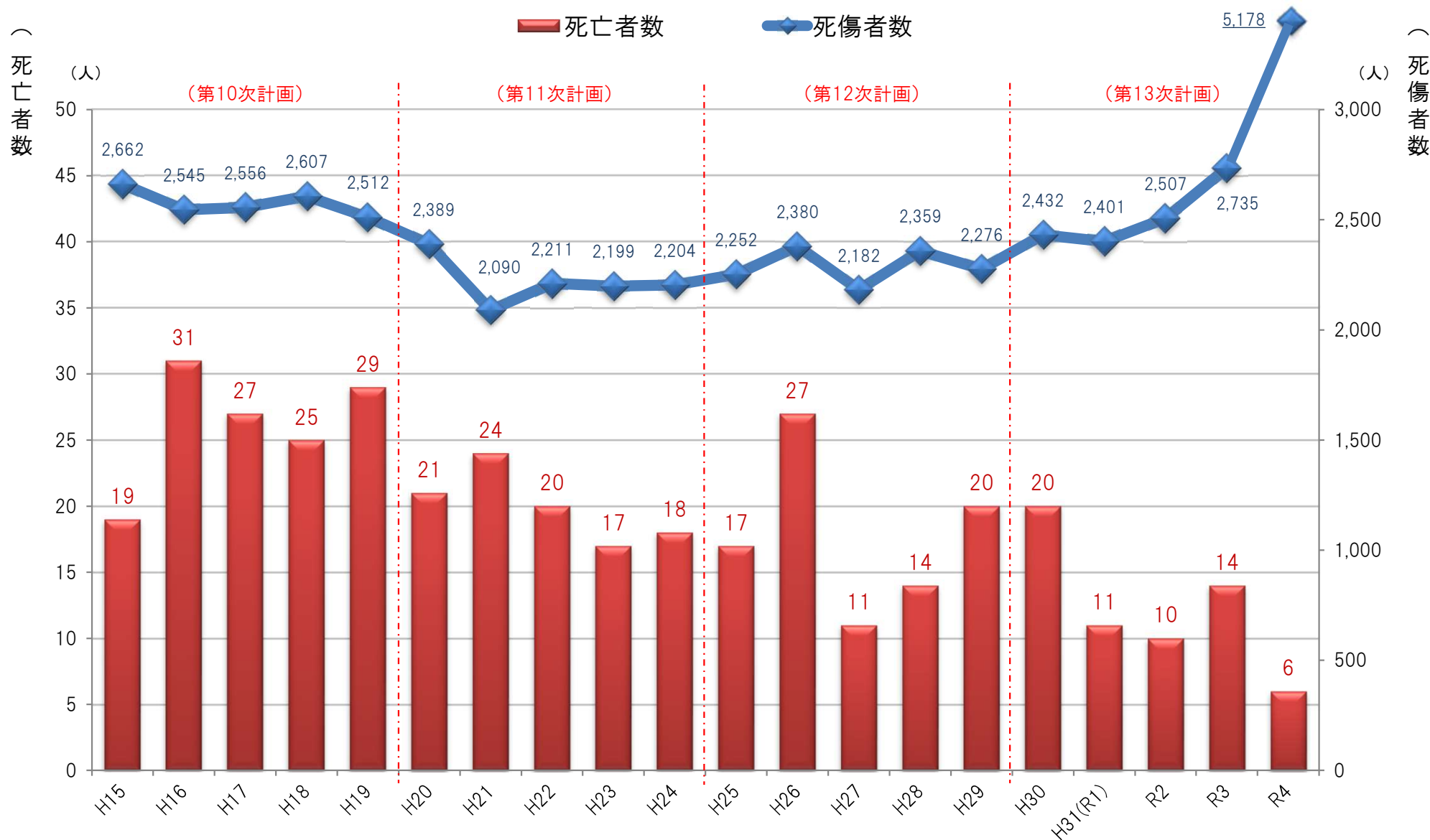
死傷災害:5%以上減少

(重点業種:道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設及び飲食業)

- 仕事上の不安、悩み又はストレスについて**職場に相談先がある又は外部相談先が周知されている労働者の割合:90%以上**
- **メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合:80%以上**
- **ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合:60%以上**
- 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)による分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、**ラベル表示と安全データシート(SDS)の交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を増加**
- 第三次産業及び道路貨物運送業の**腰痛による死傷災害:5%以上減少**
- 職場での**熱中症による死傷災害を減少**

2. 労働災害防止計画について

【 群馬労働局管内における休業4日以上労働災害による死傷者数の推移 】



2. 労働災害防止計画について

第13次労働災害防止計画の取組結果【総括①】

◎ 「死亡者数」については減少が図られた。

【第13次防目標】 第12次防期間中の合計数の**15%以上減少**

(第12次防期間中の死亡者数合計 = 89人 → 75人)

⇒ 第13次防期間中の死亡者数合計 = 61人 (-31.5%) ← **達成**

《業種別》 道路貨物運送業 8人 → 9人 (+12.5%)

社会福祉施設 1人 → 1人 (± 0.0%)

◎ 「死傷者数」については減少を実現できず。

【第13次防目標】 最終年の死傷者数を第12次防最終年の**5%以上減少**

⇒ 《業種別》 製造業 697人 → 944人 (+35.4%)

建設業 238人 → 253人 (+ 6.3%)

小売業 237人 → 305人 (+28.7%)

道路貨物運送業 274人 → 308人 (+12.4%)

社会福祉施設 147人 → 1,363人 (+927.2%) など

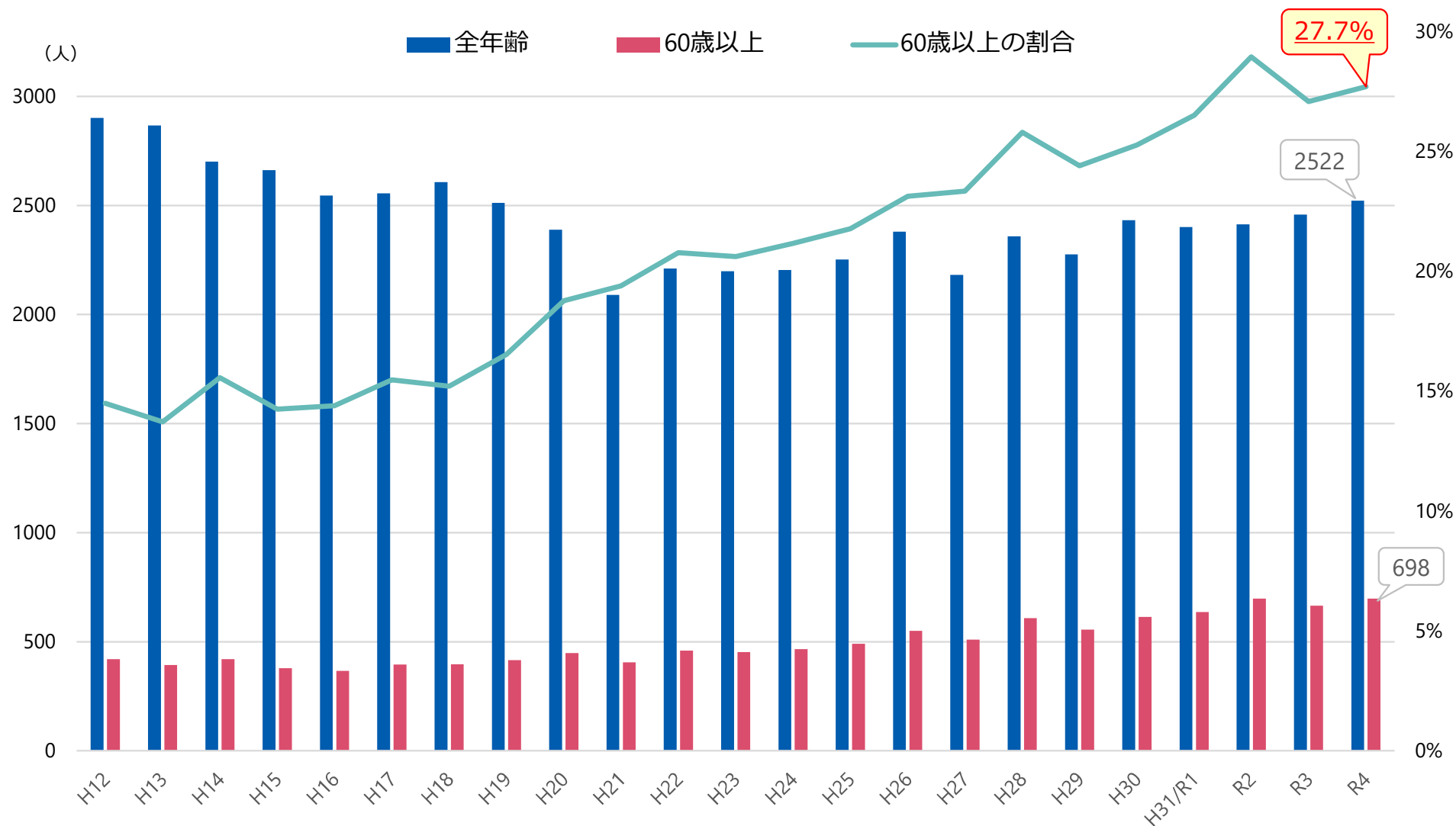
2. 労働災害防止計画について

第13次労働災害防止計画の取組結果【総括②】

- ◎ 中小事業者、第三次産業における安全衛生対策の取組に遅れがみられる。
 - ⇒ ・ コロナ禍や原材料価格高騰等を背景とした厳しい経営環境（それにより、安全衛生に十分な人員・予算を割けない）
（勤務中に作業以外の活動を行わせる余裕がない）
 - ・ 産業構造の変化に伴う労働移動等により、正社員以外の労働者が増加し、勤務時間も一律でなく、管理が難しくなっている etc.
- ◎ 60歳以上の高年齢労働者の割合が増加し、死傷者数が増加。
 - ⇒ ・ 令和4年における全年齢に占める高年齢労働者の割合は27.7%
 - ・ 被災した場合、休業期間が長期化する傾向
- ◎ 労働者の作業行動に起因する労働災害が増加。
 - ⇒ ・ 「転倒」、「動作の反動、無理な動作」で 1/3を超える
 - ・ 産業別では第三次産業が4割を占め、第三次産業においては上記の事故の型で労働災害の半数以上を占める

2. 労働災害防止計画について

【 全年齢に占める60歳以上の災害発生状況（群馬） 】



2. 労働災害防止計画について

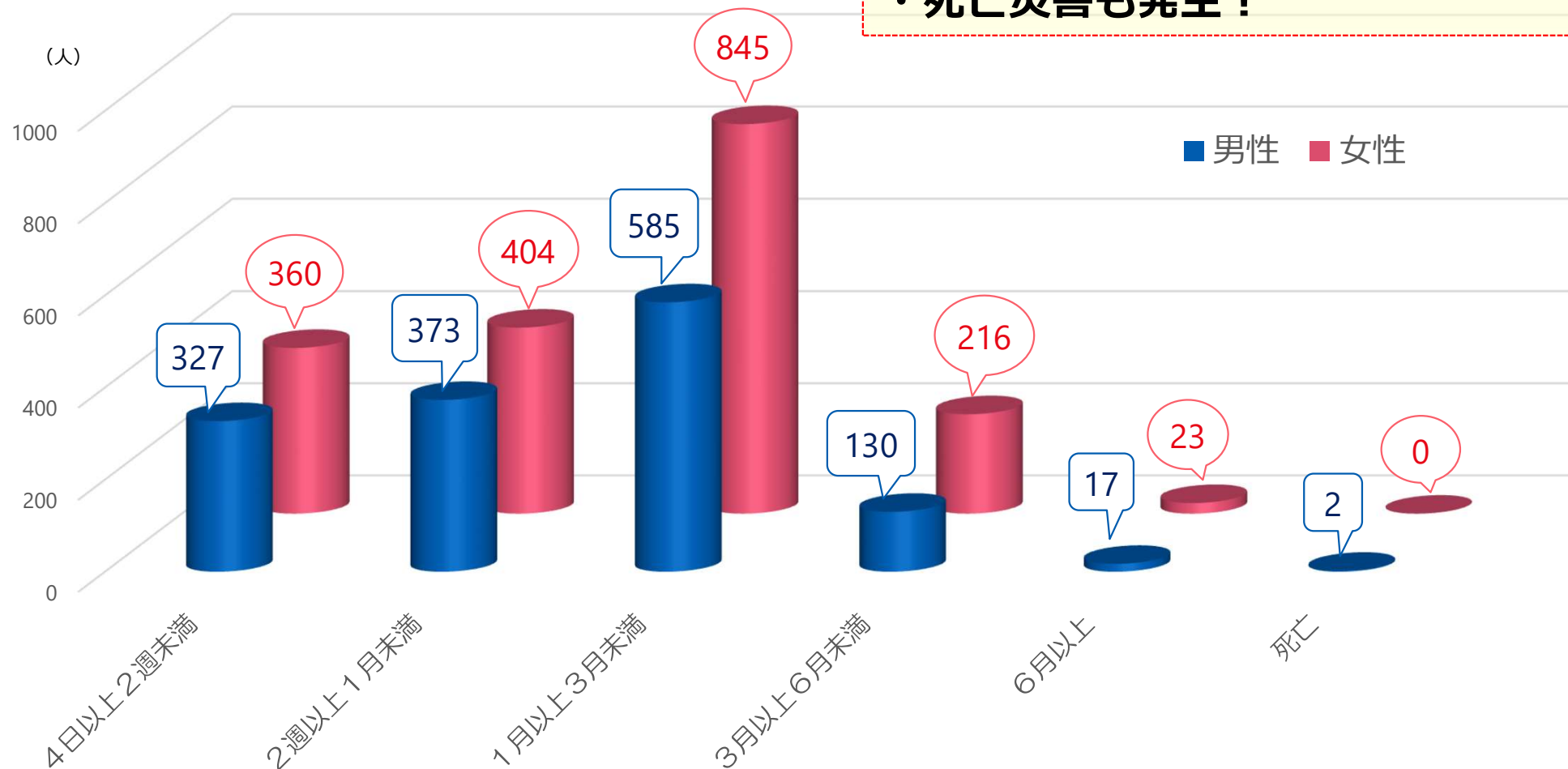
【 女性の年代別転倒災害発生状況 】



2. 労働災害防止計画について

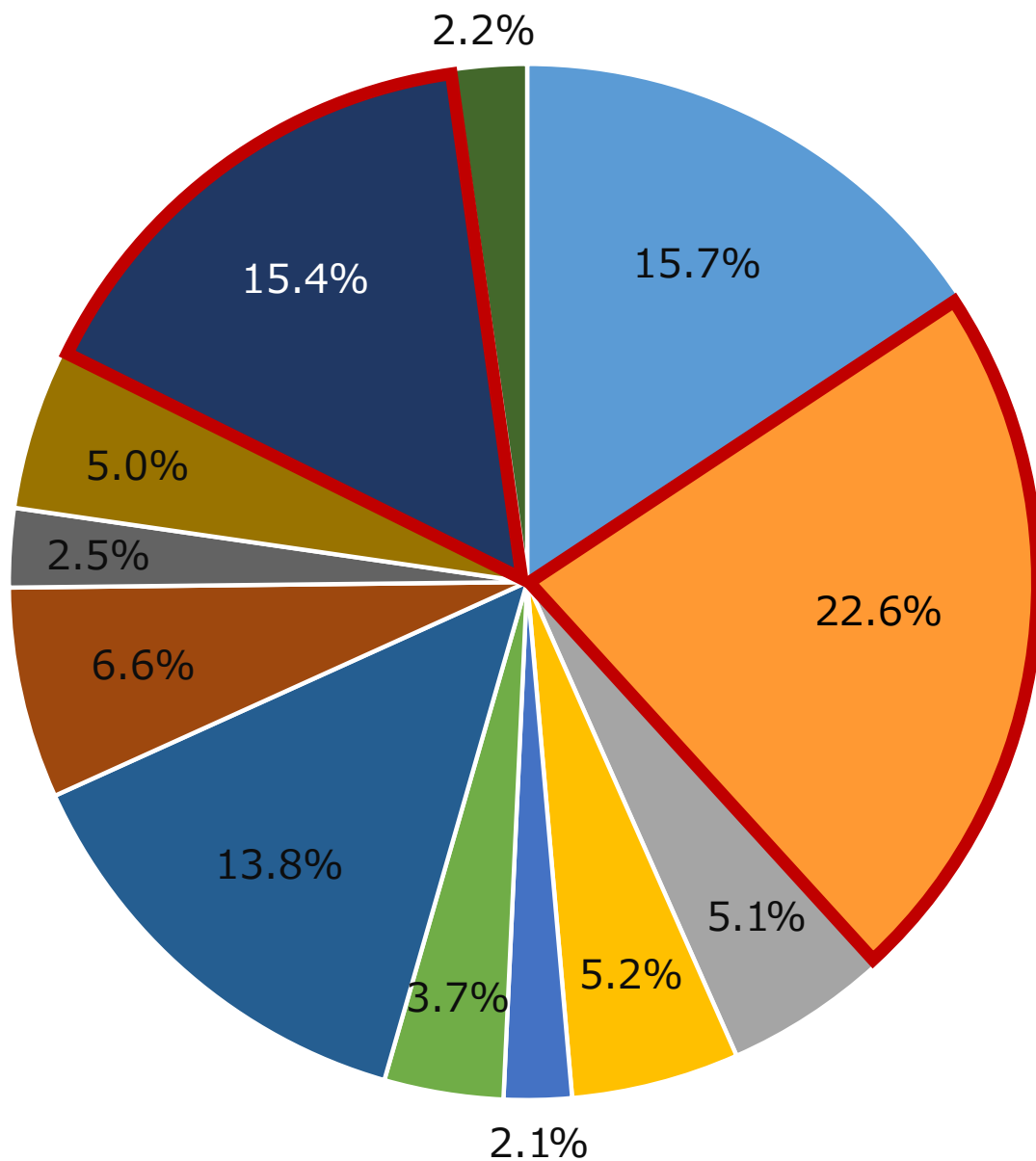
【性別・休業日数別 行動災害発生件数】

- ・ 1月以上の休業者が **5割を超える**
- ・ **死亡災害も発生!**



2. 労働災害防止計画について

【 事故の型別災害発生状況（全産業：13次防期間） 】



作業行動に起因する災害

= 「**転倒**」 + 「**動作の反動**」

= **38.0%**

■ 墜落・転落

■ 転倒

■ 激突

■ 飛来落下

■ 崩壊倒壊

■ 激突され

■ はさまれ

■ 切れこすれ

■ 高温低温物との接触

■ 交通事故

■ 動作の反動

■ その他

2. 労働災害防止計画について

第14次労働災害防止計画の課題と重点対策

【第13次労働災害防止計画までの取組を受けた課題】

- ◎ 転倒防止対策や高年齢労働者に配慮した職場環境の整備
- ◎ 中小事業者や第三次産業を中心に自発的な取組を促す環境の整備
- ◎ 就業形態の多様化の中での、現場のニーズの変化に対応した産業保健体制や活動の見直し



【第14次労働災害防止計画における重点対策】

- ◎ **自発的**に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ◎ 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ◎ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ◎ 労働者の健康確保対策の推進

2. 労働災害防止計画について

第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画

【今期計画の特徴】

- ◎ **アウトプット指標**(各重点事項における取組の進捗状況を確認する指標)と、対応する**アウトカム指標**(アウトプット指標に定める事項の実施結果として期待される事項(達成目標)にかかる指標)を示す形式としたこと
- ◎ 年度ごとの中間的目標を個別には設けず、5か年の取組みによりアウトカム指標の達成を目指した場合の、最終的な取組結果としての期待値を示すものとしたこと

《死亡災害》

2022年と比較して、2027年までに5%以上減少する

《死傷災害》

2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については2022年と比較して2027年までに減少に転ずる

2. 労働災害防止計画について

第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画

【計画期間】

令和5年(2023年)4月1日 ▶ 令和10年(2028年)3月31日

【計画のねらい】

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要。

また「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への意識変革の促進は、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られ始めている。

こうした中、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれる。

2. 労働災害防止計画について

第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画

8つの重点対策

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

6 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業／建設業／
製造業／林業

7 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス／過重労働／産業保健活動

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質／石綿／粉じん／熱中症／
騒音／電離放射線

2. 労働災害防止計画について

第14次労働災害防止計画に基づく群馬労働局推進計画

アウトプット指標	アウトカム指標
② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none">■ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。■ 卸売業・小売業及び医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">■ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。■ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。
<ul style="list-style-type: none">■ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	<ul style="list-style-type: none">■ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。
③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none">■ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。）に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">■ 増加が見込まれる60歳代以上の死傷者数を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none">■ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">■ 外国人労働者の死傷災害の発生率を2027年までに労働者全体の発生率以下とする。

2. 労働災害防止計画について

アウトプット指標	アウトカム指標
⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日付け基発0325第1号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207号第3号。以下「伐木等作業の安全ガイドライン」という。）に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 林業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。
⑦ 労働者の健康確保対策の推進	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ■ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。
<ul style="list-style-type: none"> ■ メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする。 ■ 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。
<ul style="list-style-type: none"> ■ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 	—

2. 労働災害防止計画について

アウトプット指標	アウトカム指標
⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進	
<ul style="list-style-type: none">■ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。■ 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">■ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を13次防期間と比較して、5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none">■ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	<ul style="list-style-type: none">■ 増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率[※]を13次防期間と比較して減少させる。 ※ 当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

2. 労働災害防止計画

第14次労働災害防止計画に基づく 群馬労働局推進計画の概要

令和5年(2023年)4月1日 ▶ 令和10年(2028年)3月31日

計画のねらい

誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者等の関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要です。

また「費用としての人件費から、資産としての人的投資」への意識変革の促進は、事業者の経営戦略の観点からもその重要性が増してきており、労働者の安全衛生対策が人材確保の観点からもプラスになることが知られています。

こうした中で、労働者の安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが望まれます。

8つの重点対策

5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

6 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業/建設業/
製造業/林業

7 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス/過重労働/産業保健活動

8 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質/石綿/粉じん/熱中症/
騒音/電離放射線

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

2 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

3 高齢労働者の労働災害防止対策の推進

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

安全衛生分野にも企業の社会的な認知度や評価の向上が期待できる制度があります。

ポイント

- 国等が行う各種の支援策や労働安全衛生コンサルタント等の専門家を活用しながら、自主的な安全衛生活動を推進しましょう
- 安全衛生活動に意欲的、積極的に取り組んでいることの証として、右の各種制度への申込みを検討しましょう

メリット

- 労働災害の発生に伴う人的・社会的・経済的な損失を回避・軽減できます
- 安全衛生水準の向上により組織が活性化され、業績の向上が期待できます
- 企業の社会的な認知度や評価が高まることで、人材の確保がしやすくなります

SAFEコンソーシアム加盟制度

増加傾向にある転倒や腰痛などの労働災害の問題を自分ごとと捉え、関係する全員で解決を図っていくため、趣旨に賛同した企業・団体等で共同体(コンソーシアム)を構成し、問題の協議や相互の取組の共有等により、安全衛生に取り組む加盟者の認知度向上などをサポートしていく仕組みです



安全衛生優良企業公表制度

労働者の安全や健康確保対策に積極的に取り組み、高い安全衛生水準を維持している企業を認定し、企業名を公表して、社会的な認知を高めることにより、安全衛生の積極的な取組を促進するための制度です



健康経営優良法人認定制度

地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度です



※健康経営は、NPO法人健康経営研究会の登録要件です。

②労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進 ③高齢労働者の労働災害防止対策の推進

作業行動に伴う転倒や腰痛災害は、中高年齢の女性をはじめとして高齢労働者で高い発生率となっています。

ポイント

- 雇用形態を問わず安全衛生教育を実施しましょう
- ハード・ソフト両面から対策に取り組みましょう
- エイジフレンドリーガイドラインを活用しましょう
- 介護職場でのノーリフトケアを進めましょう

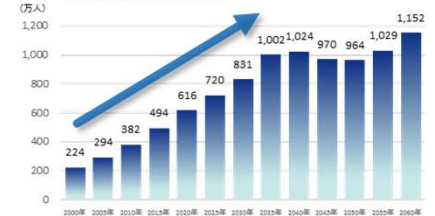
エイジフレンドリーガイドライン(PDF)



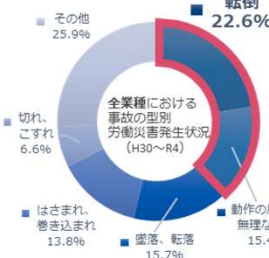
保健衛生業における腰痛の予防(厚生労働省HP)



85歳以上の人口の推移



資料：2024(令和7年)以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2025年推計)」の出生中位、死亡中位推定、2020(令和2年)以前は、総務省統計局「国勢調査」より厚生労働省健康増進局において作成



男女別転倒災害発生状況(H30~R4)



労働災害による死傷者数 全年齢に占める60歳以上の占める割合



2. 労働災害防止計画

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進 ⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

KEYWORDS

副業・兼業ガイドライン



<https://www.mhlw.go.jp/content/12100000/000961965.pdf>

テレワークガイドライン



<https://www.mhlw.go.jp/content/000793489.pdf>

一人親方等の安全衛生対策について



作業を請け負わせる一人親方や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujishu/seisaku/0000196714.html>

外国人労働者に向けた安全衛生教育・マニュアルの活用




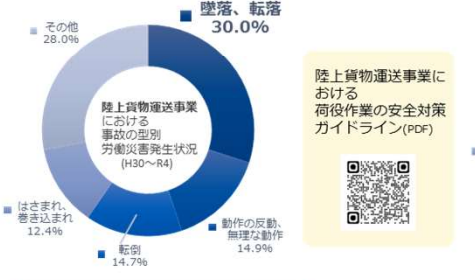
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujishu/seisaku/0000196714.html>

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業

ポイント


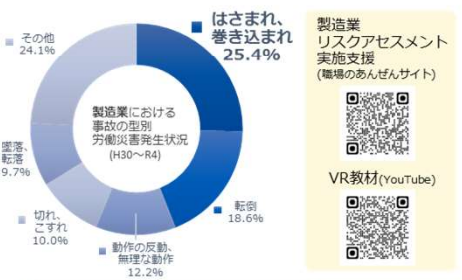
- トラックからの墜落・転落災害をなくしましょう
- 荷役作業安全対策ガイドラインを活用しましょう
- 腰痛防止対策をすすめましょう

製造業

ポイント


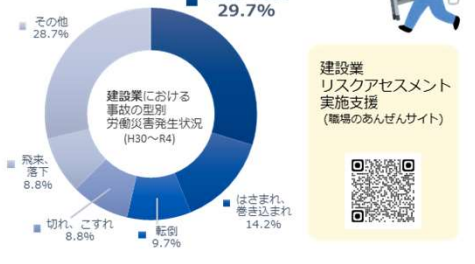
- はさまれ・巻き込まれ災害をなくしましょう
- 機械を安全に使うためにリスクアセスメントを実施しましょう
- 危険感受性を高めるためVRを活用しましょう

建設業

ポイント


- 墜落・転落による死傷災害をなくしましょう
- 脚立・はしごは安全に使いましょう
- リスクアセスメントを実施しましょう

林業

ポイント

- 死亡災害を撲滅しましょう
- 伐木作業の安全ガイドラインを活用しましょう
- 緊急連絡体制を整備しましょう
- 通信機器の配備・整備をすすめましょう




⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策


ポイント

- ストレスチェックを実施し、結果から集団分析を行いましょう
- 集団分析を活用して、職場環境を改善しましょう
- 職場のハラスメント防止対策に取り組みましょう

過重労働対策

ポイント

- 時間外労働・休日労働を削減しましょう
- 年次有給休暇の取得促進を図りましょう
- 勤務間インターバルの導入に努めましょう



産業保健活動の推進

ポイント



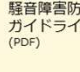
- 医師等による面接指導や、相談支援を充実しましょう
- 産業保健スタッフ(産業医・衛生管理者等)を確保しましょう
- 治療と仕事の両立の相談支援を受けられる環境を整備しましょう

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質・熱中症・騒音等

ポイント

- 化学物質を製造したら、譲渡提供時には危険性・有害性の情報を通知(ラベル表示・SDSの交付)しましょう
- 化学物質を取り扱うときは、SDS等に基づきリスクアセスメントを実施しましょう
- 暑さ指数を活用しましょう
- 騒音障害防止ガイドラインを活用しましょう

石綿(アスベスト)・粉じん


2030年頃に国内での石綿使用建築物の解体がピークを迎えるとされている中、建築物等の解体・改修工事において、更なる石綿はく露防止対策等の確保・推進が必要です。

ポイント

- 建築物石綿含有建材調査者講習修了者等による事前調査*を実施しましょう
- 粉じんにはばく露しないため呼吸用保護具を適切に選択し、使用を徹底しましょう

* 令和5年10月施行(工作物の事前調査は令和8年1月施行)

第10次粉じん障害防止総合対策(PDF)



厚生労働省 群馬労働局 労働基準部 健康安全課

〒371-8567 群馬県前橋市大手町2-3-1
Tel 027-896-4736
<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/home.html>



*注釈のないグラフはすべて労働者死傷病報告に基づいて作成

3. 令和5年の労働災害の動向等

3. 令和5年の労働災害の動向等

令和5年 労働者死傷病報告受理件数表（11月末現在）

業種別	署別	高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
製 造 業		109	238	46	186	14	37	6	636	656	-20
	食料品製造業	45	83	8	38	6	11	2	193	204	-11
建 設 業		52	72	23	38	6	10	11	212	190	22
	木造家屋等 建築工事業	4	19	3		1	2	2	31	17	14
運 輸 交 通 業		38	116	13	89	9	5	3	273	273	0
	道路貨物運送業	33	110	11	86	6	5	2	253	262	-9
林 業		4	1	3	1	2	4	3	18	19	-1
									1	1	0
小 売 業		47	119	28	52	10	5	5	266	241	25
									2	2	0
社会福祉施設		57	75	26	29	10	10	2	209	178	31
接 客 娛 楽 業		16	29	7	23	14	2	14	105	117	-12
	飲 食 店	12	21	6	15	1	2		57	44	13
上記以外の事業		2							2		2
		101	177	21	84	19	15	16	433	423	10
清 掃 ・ と 畜 業		17	35	3	17	4	4	6	86	87	-1
計		4	3	3	1	1	1	1	14	4	10
		424	827	167	502	84	88	60	2,152	2,097	55
前 年 同 期		429	815	129	443	124	99	58	2,097		
増 減		4	1	3	-1	1	1	1	10		
		-5	12	38	59	-40	-11	2	55		

※ 新型コロナウイルス感染症関係を除く

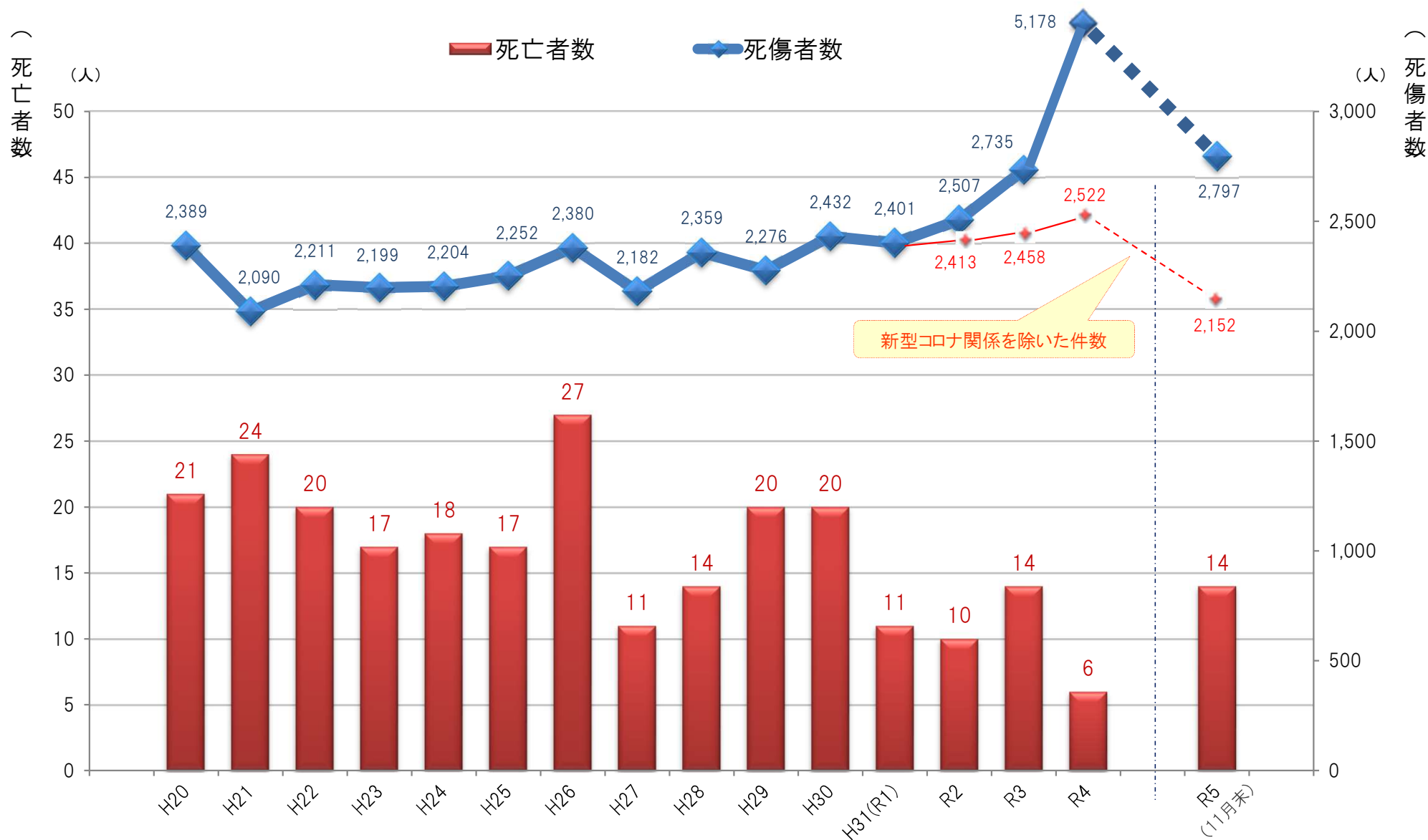
3. 令和5年の労働災害の動向等

災害の種類別・署別		高崎	前橋	桐生	太田	沼田	藤岡	中之条	群馬局計	前年同期	増減
事故の 型別	墜落・転落	2 71	1 115	1 16	61	16	8	13	5 300	306	5 -6
	転倒	106	204	43	103	23	18	14	511	501	10
	はさまれ・ 巻き込まれ	46	100	1 24	74	13	8	11	1 276	2 298	-1 -22
	切れ・こすれ	28	54	5	36	3	10	2	138	132	6
	動作の反動・ 無理な動作	54	163	23	85	13	14	6	358	321	37
起因物別	建設機械等	5	7	1 2	1 5	5	2	3	2 29	22	2 7
	食品加工用機械	5	16		3	2	2	1	29	39	-10
	トラック	32	59	6	40	3	4	3	147	157	-10
外国人の災害	16	70	1 12	89	7	3	5	2 202	154	2 48	
建設公共工事の災害	2 4	8	1 4	1 5	3	3	5	4 32	27	4 5	

- 注1 この表は、死亡及び休業4日以上労働者死傷病報告を集計しています。
- 2 各項目の下欄は死傷者数合計、上欄は死亡者数で下欄の数の内数です。
- 3 下の表は災害の種類別で、特に項目を設定して集計しています。
- 4 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除いたもの。

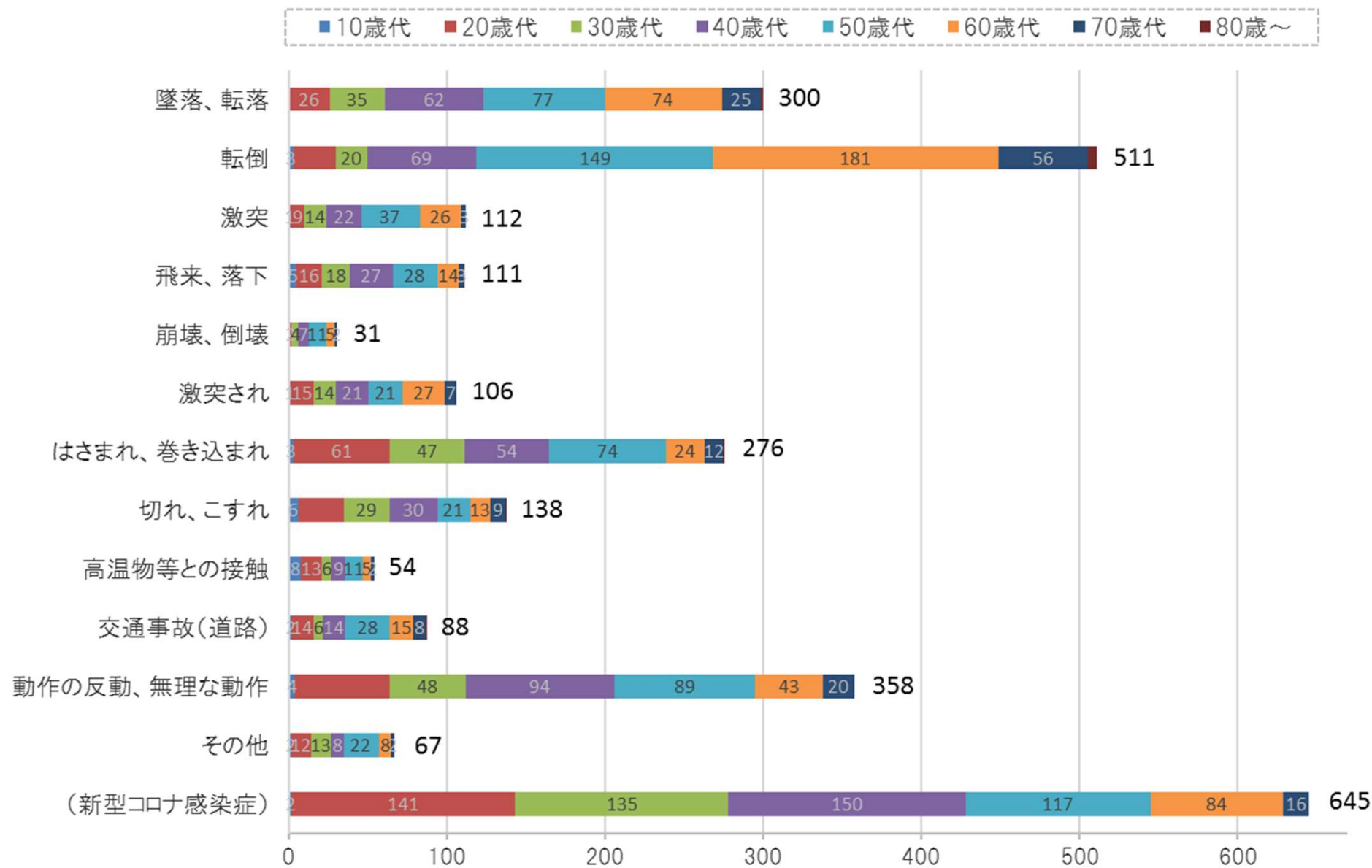
3. 令和5年の労働災害の動向等

【休業4日以上の死傷者数の推移（本年11月末まで）】



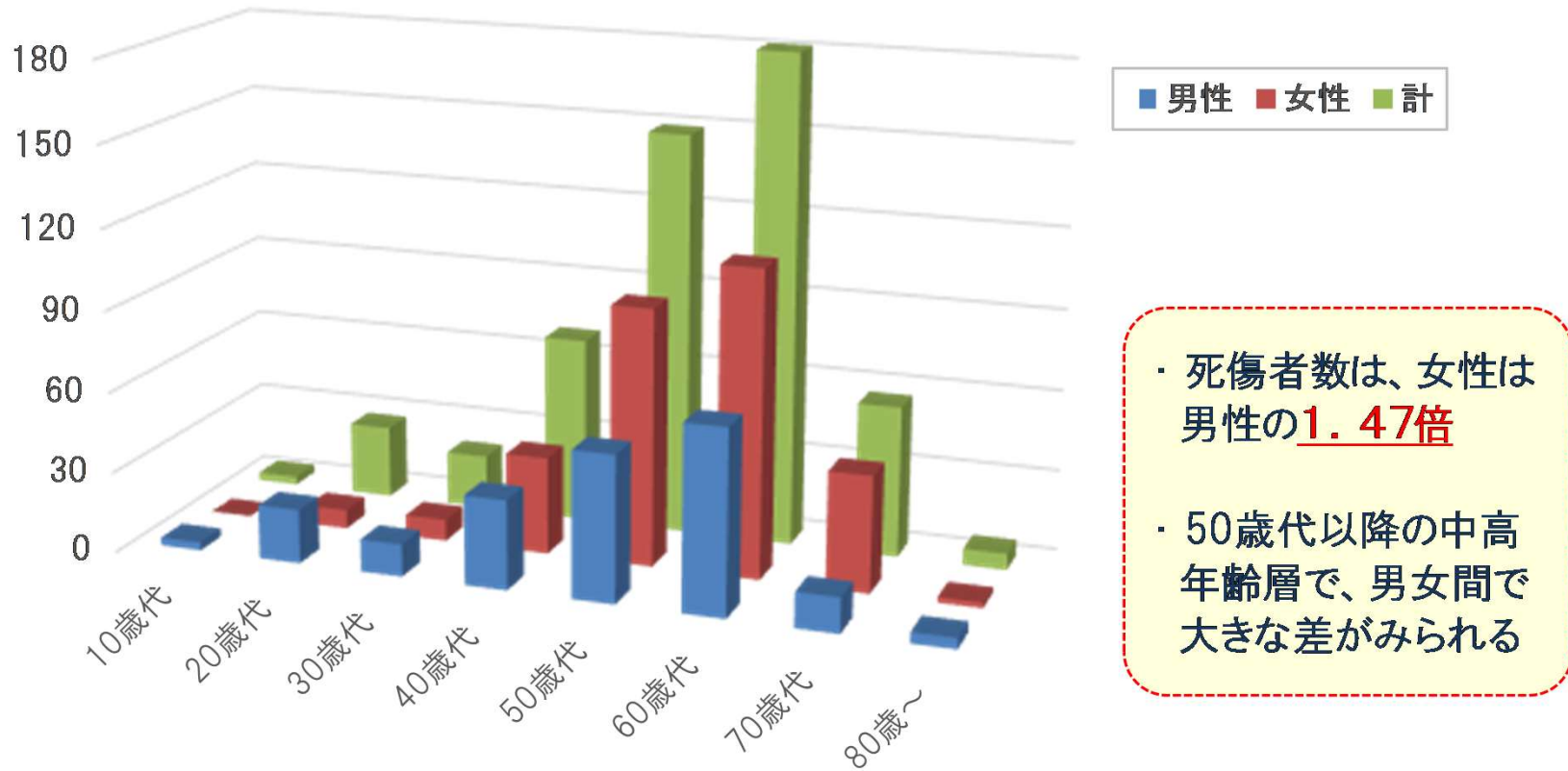
3. 令和5年の労働災害の動向等

【事故の型／年齢階層】



3. 令和5年の労働災害の動向等

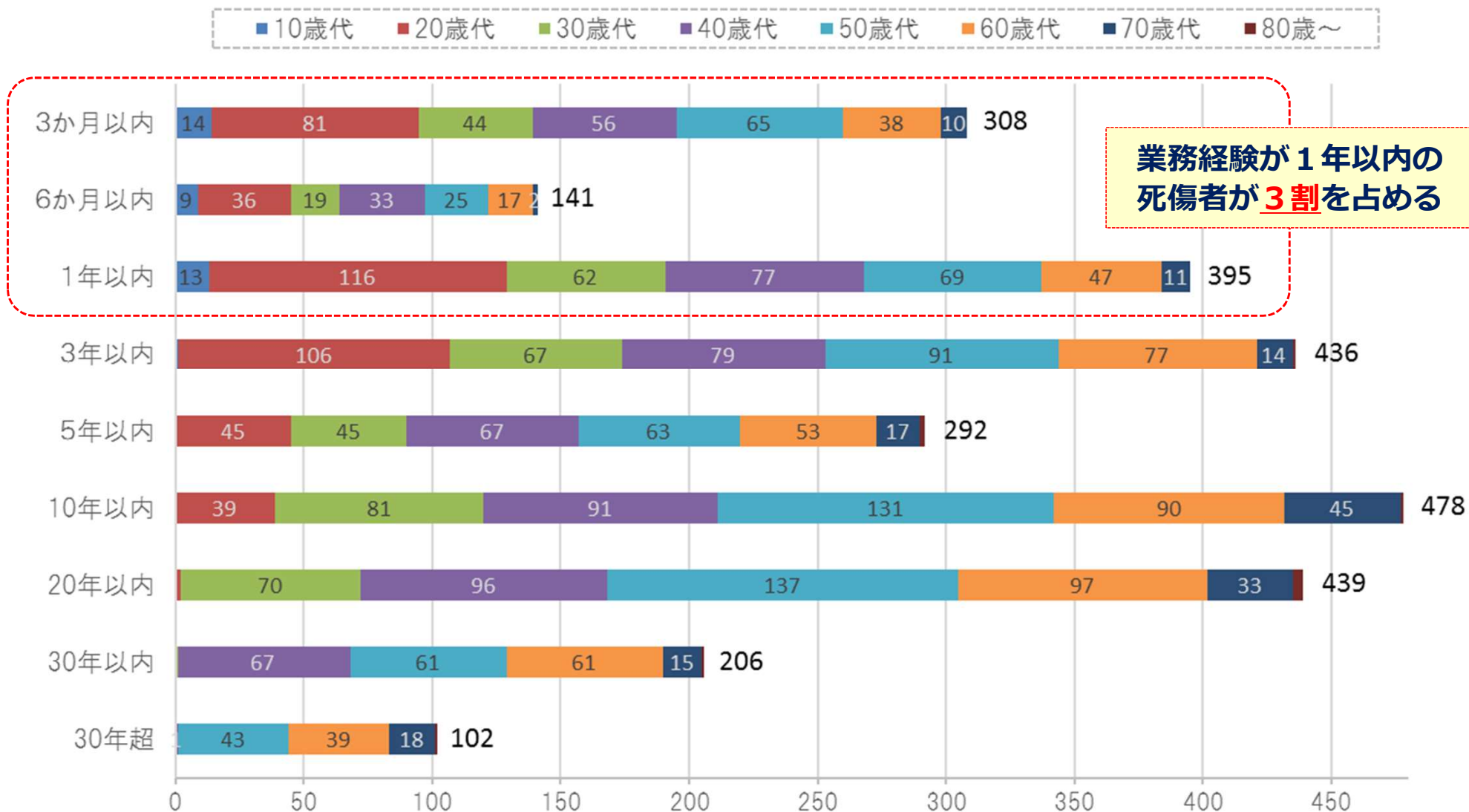
【令和5年『転倒』の男女別・年齢階層別】



	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳～	計
男性	3	20	12	33	54	68	13	4	207
女性	0	7	8	36	95	113	43	2	304
計	3	27	20	69	149	181	56	6	511

3. 令和5年の労働災害の動向等

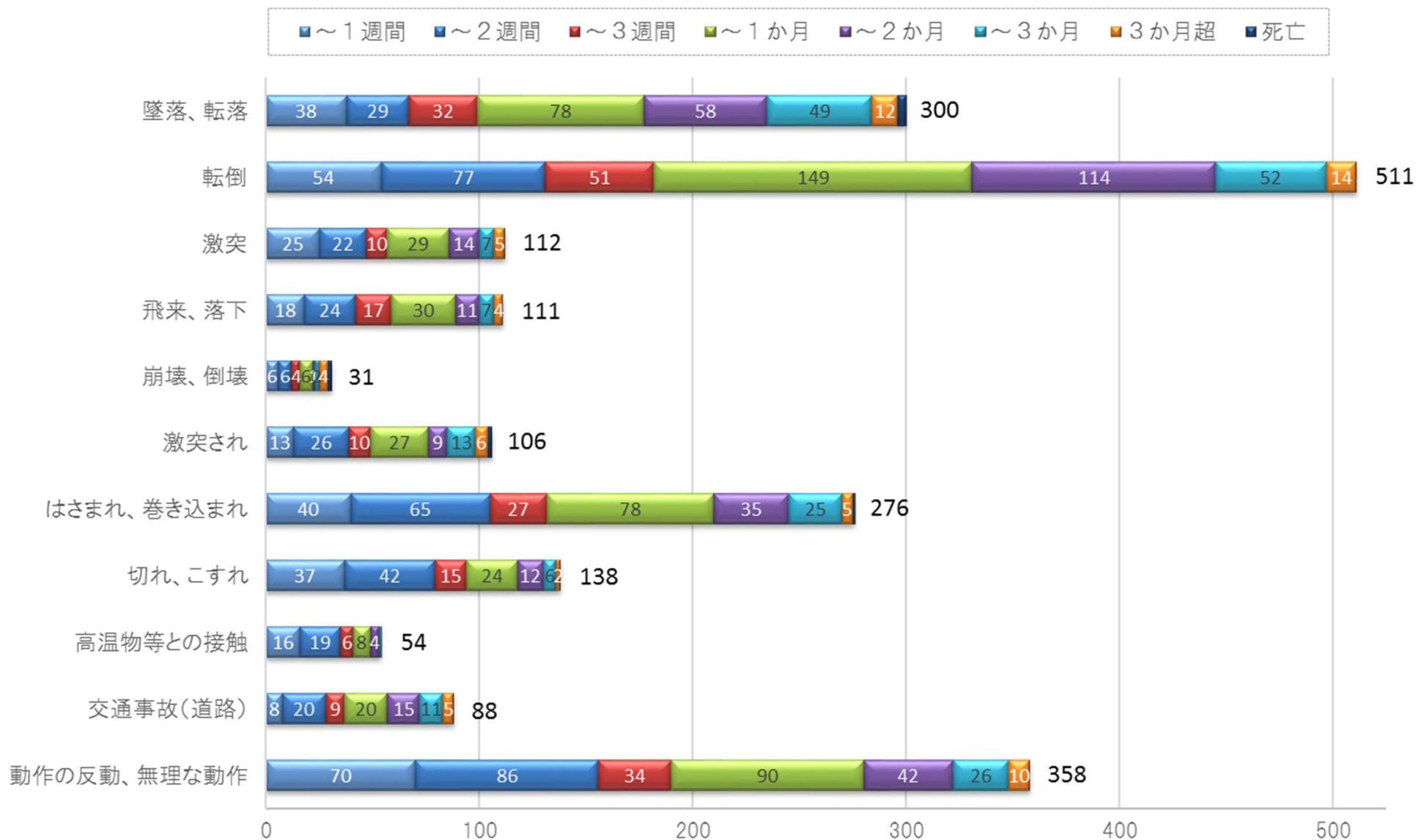
【経験年数／年齢階層】



3. 令和5年の労働災害の動向等

【事故の型／休業期間】

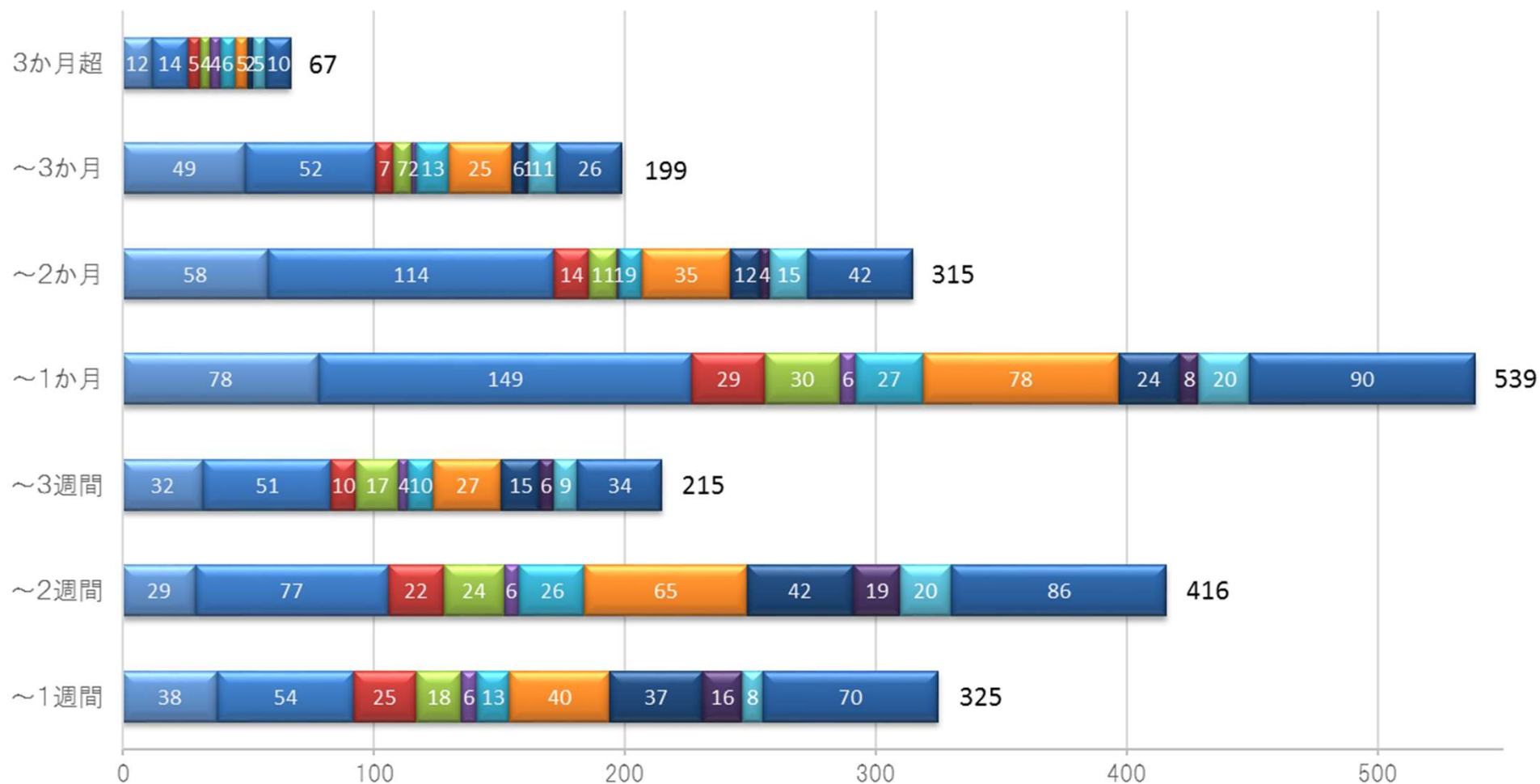
※ 主要な事故の型より
(2,085件／2,797件)



3. 令和5年の労働災害の動向等

【休業期間の分布】

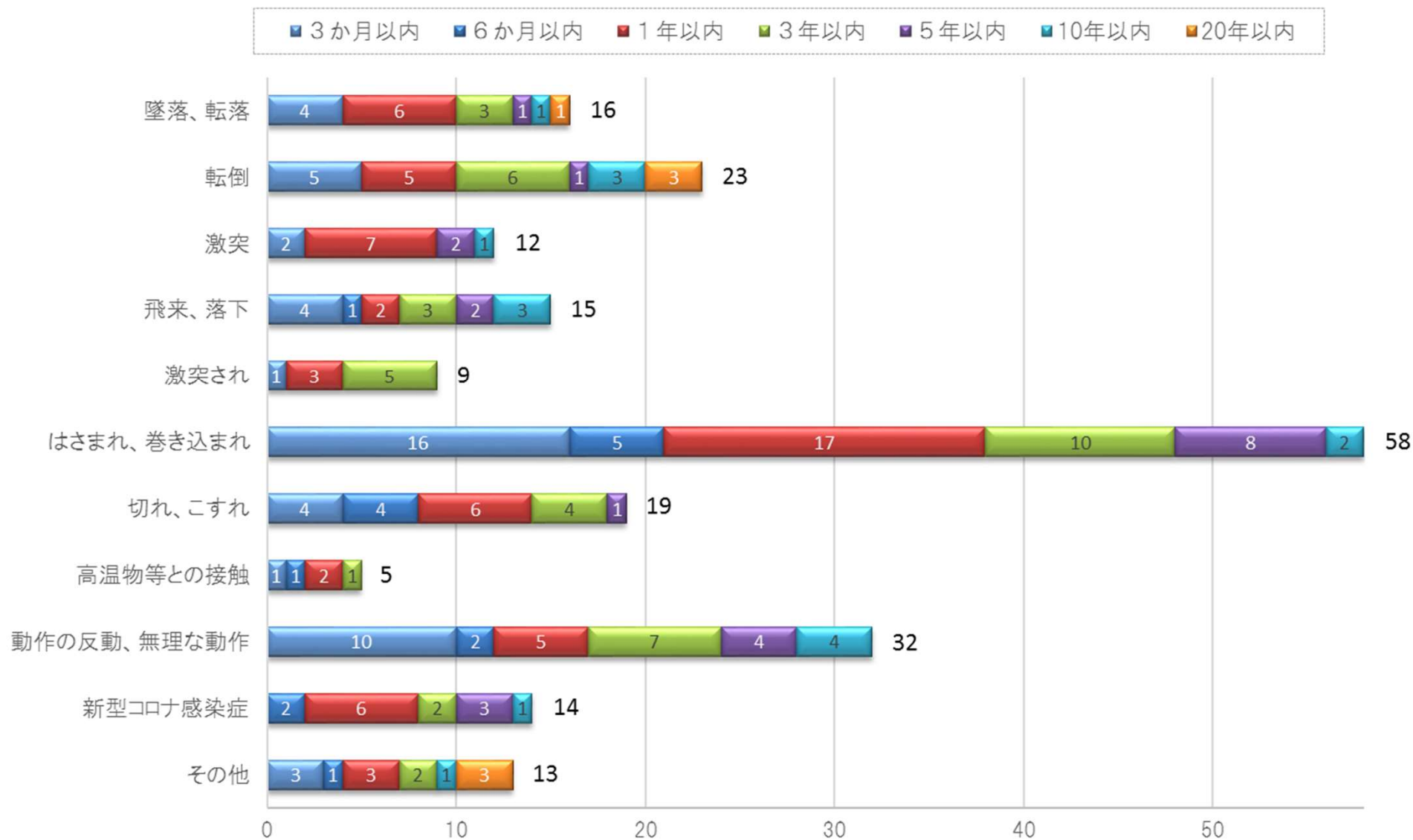
※ その他、死亡等を除く
(2,076件/2,797件)



3. 令和5年の労働災害の動向等

【外国人労働者 事故の型／経験期間】

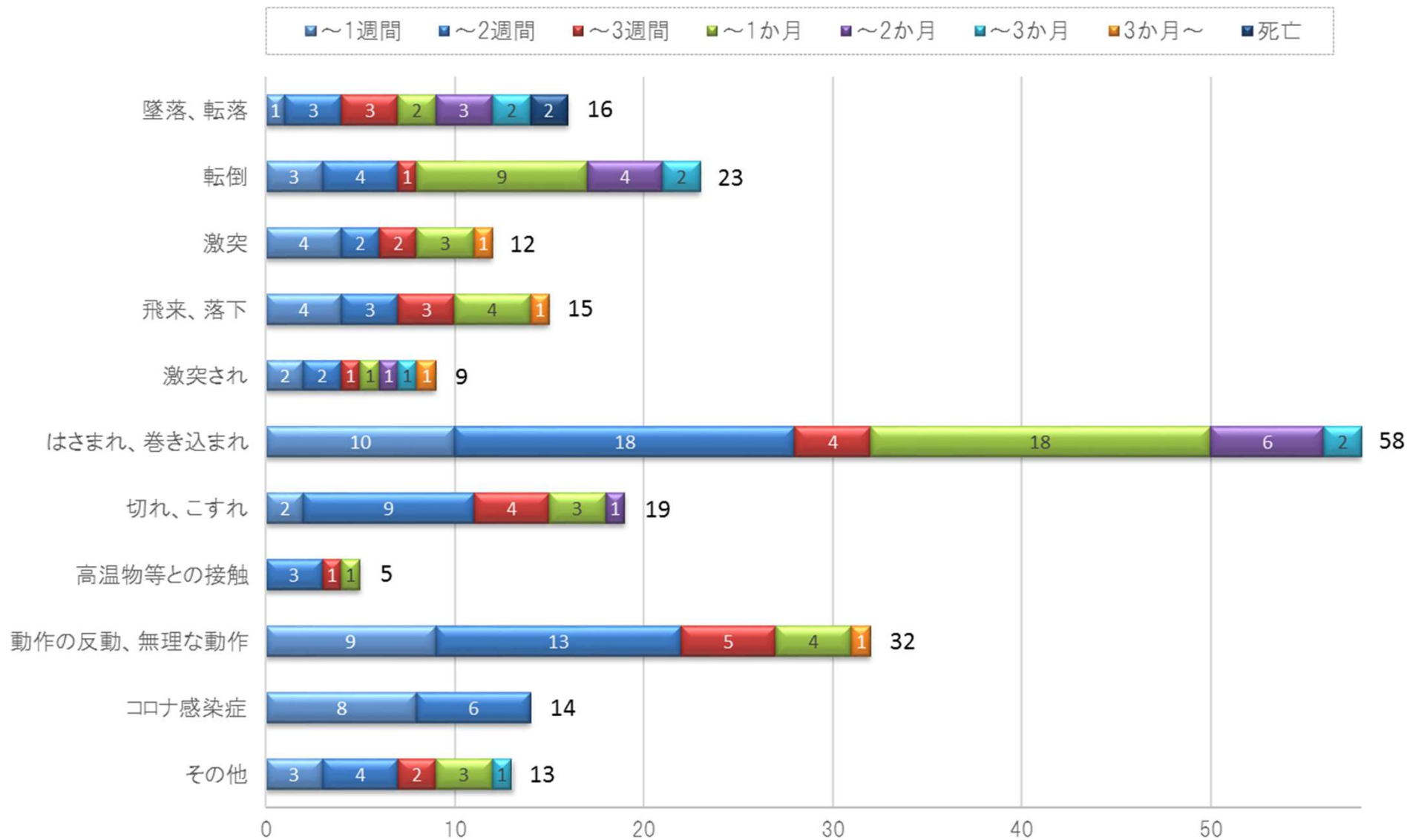
※ 主要な事故の型より
(全 216件)



3. 令和5年の労働災害の動向等

【外国人労働者 事故の型／休業期間】

※ 主要な事故の型より
(全 216件)



3. 令和5年の労働災害の動向等

労働災害発生状況から注目したいポイント

◎ 『墜落、転落』 災害

- ⇒ ・ はしご、脚立の使用方法に疑義あるものが散見されること
- ・ トラックの荷台からの墜落災害が一向に減少しないこと

◎ 『転倒』 災害

- ⇒ ・ 中高年齢層の女性の被災割合が高いこと
- ・ 足元確認が不十分(作業への集中、「後ずさり」など)な中で被災
- ・ 路面の濡れ、凍結への意識

◎ 『はさまれ、巻き込まれ』 災害

- ⇒ ・ 清掃、修理(復旧)、部品交換など、通常の作業の流れと異なる業務に従事している間に被災しやすい傾向
- ・ 災害発生に、機械の電源の入切が関係しているケースが多い
- ・ 無理な体勢(姿勢)での作業が災害につながっていること

3. 令和5年の労働災害の動向等

労働災害発生状況から留意願いたいポイント

◎ 『墜落、転落』 災害

- ⇒ ・ 梯子は『昇降用』です！ 作業には専用の設備(うま足場、立ち馬など)の使用を！ 脚立使用時は『3点支持』を基本とすること！
- ・ 荷の積卸時のトラック荷台上での動きには特段の注意を！

◎ 『転倒』 災害

- ⇒ ・ 不安定な場所での作業は回避！ 移動時はしっかり足元確認を！
- ・ 作業内容、天候や季節等に適応した履き物の使用で災害回避を！

◎ 『はさまれ、巻き込まれ』 災害

- ⇒ ・ 所定のルール、手順(法令、社内)が守られているか、要チェック！
- ・ 清掃、修理等の際は電源はオフ！ 機械を作動させた状態で作業を行う必要があるときは、治具等により危険箇所との距離を確保！
- ・ 作業者間の連絡調整(作業内容確認、起動時の声掛け)は確実に！
- ・ 無理(不自然)な体勢(姿勢)での作業は事故のもと！

4. その他の取組について

4. その他の取組について

死亡災害急増を踏まえた 緊急対策

『安全行動再確認運動』

- ・ 先を急ぐあまり、慣れた作業では安全確認がおろそかになりがち
- ・ 不慣れな作業で、手順等の理解が不十分な中で、不安全行動が発生しがち



《 運動の目的 》

安全作業のための基本事項を自らが実践できているかを振り返り、安全行動に向けた意識の高揚を図ること
(動機付け)

**労働災害に
あわないために
安全行動再確認運動実施中!!**

実施期間 令和5年4月12日-5月31日

- ❑ いそがない
急停止 人も機械も 不得意です
- ❑ あせらない
あせりは禁物 事故のもと
- ❑ おこたらない
機着するのは 危険です

手順を守ってひとつずつ

不安定行動 しない!!

STOP! 労働災害

厚生労働省 群馬労働局

いそがない
あせらない
おこたらない

STOP! 労働災害






手順を守ってひとつずつ

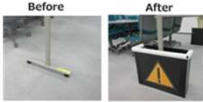
安全行動再確認運動実施中!! 群馬労働局

労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう





50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何も無いところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)
➢ 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 (★)
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)
➢ バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)
➢ 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)
➢ 適切な通路の設定
➢ 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)
➢ 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)
※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
➢ 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)
➢ 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する (★)
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)
➢ 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底)
-  水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)
➢ 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
➢ 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 (★)
➢ 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)
➢ 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う

(★) については、高齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



転倒災害の発生状況（休業4日以上、令和3年）



転倒による怪我の態様

- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸 など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）

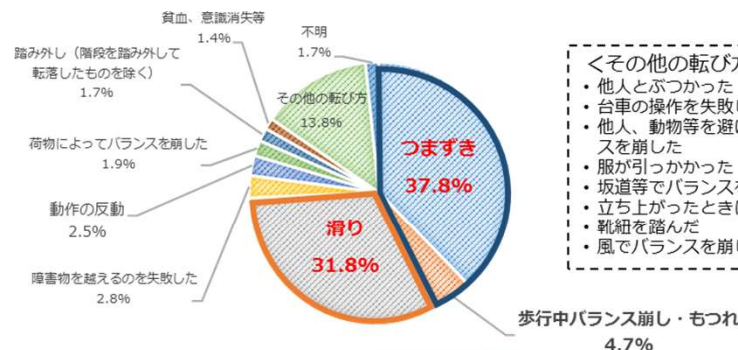
47日

転倒したのは・・・



転倒災害が起きているのは移動のときだけではありません

転倒時の類型



- <その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
 - 台車の操作を失敗した
 - 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
 - 服が引っかかった
 - 坂道等でバランスを崩した
 - 立ち上がったときにバランスを崩した
 - 靴紐を踏んだ
 - 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- 一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります
→ 「転びの予防 体力チェック」 「口コチェック」をご覧ください
- 特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します
→ 対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- 現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも
→ 「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）



転びの予防 体力チェック



口コチェック



内閣府ウェブサイト